

## 診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成24年11月21日付.保医発1121第3号.平成24年11月21日適用)により算定の対象が追加となった医学管理、及び(平成24年11月30日付.保医発1130第4号.平成24年12月1日適用)により、新たに保険収載された検査項目についてご案内申し上げます。

謹白

### ◎算定の対象が追加となった医学管理

医学管理名	保険点数	区 分
特定薬剤治療管理料 (エベロリムス:抗悪性腫瘍剤)	470点	区分番号「B 001」 特定疾患治療管理料

B001 特定疾患治療管理料の2「特定薬剤治療管理料」の(1)のソの次に  
タ 結節性硬化症に伴う上衣下巨細胞性星細胞腫の患者であって抗悪性腫瘍剤として  
 エベロリムスを投与しているもの  
 を加える。

### ◎検査方法が追加された検査項目

項 目 名	保険点数	区 分
IgG <sub>4</sub>	400点	区分番号「D 014」 自己抗体検査 (免疫学的検査)

D014自己抗体検査の「23」  
 IgG<sub>4</sub>はネフェロメトリー法による。  
 を  
 IgG<sub>4</sub>はネフェロメトリー法又はTIA法による。  
 に改める

### ◎新たに保険収載された検査項目

項 目 名	保険点数	区 分
結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出	850点	区分番号「D 023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

- ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。  
 イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。  
 ウ 当該検査と「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

